

マイナンバーカードが健康保険証に！！



令和3年3月（予定）から、医療機関や薬局などでマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。



step 1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません

step 2 オンラインで医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引続き必要



あなたが同意すれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報がみられる！



限度額適用認定書がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される！



マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がカンタンに！



■健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間

平日：9時30分～18時30分



いつから使えるの？

現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！

2021年3月（予定）から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に

マイナンバーカードの申請はお早めに！



マイナポータルで事前に申し込みを

健康保険証として利用するためには、マイナポータルからの事前申し込みが必要です。
 マイナポータルには、マイナンバーカードを読み取り可能なスマートフォン・パソコンなどからアクセスできます。

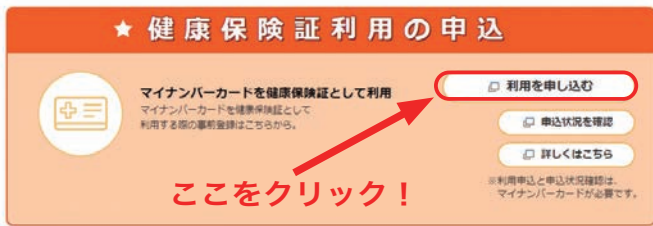
☑ まずは必要なものをチェック！

- 申込者本人のマイナンバーカード
 + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC + ICカードリーダー）
- 「マイナポータルAP」のインストール



●利用申込方法

パソコンやスマホのブラウザで「マイナポータル」と検索するかQRコードを読み取り、手順に従って利用申し込みをしてください。



●マイナンバー（12桁の数字）は使いません！



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーとひも付けられることもありません。

コンビニ交付サービスの開始が延期になります

令和3年2月1日に開始を予定しておりました証明書のコンビニ交付サービスについて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和3年3月1日（予定）へ延期することになりました。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

・お詫びと訂正

広報つるた1月号に掲載の「証明書のコンビニ交付サービスが始まります！」のサービスを利用できる方につきまして誤りがございました。

誤：15歳未満の方、成年被後見人の方はご利用できません → 正：成年被後見人の方はご利用できません

15歳未満の方はご利用できますので、お詫びして訂正します。



マイナポイント事業の期間が延長されました

令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請を行った方について、令和3年9月末までに申し込みおよびキャッシュレス決済サービスをご利用いただくことで、マイナポイントを取得することができます。

	現 行	拡充後
手続き	マイナポイント予約・申込	マイナポイント予約・申込
手続きの期限	令和3年3月末	令和3年9月末 ※マイナンバーカードの申請を令和3年3月末までに行う必要があります
対象者数	4,000万人	5,000万人
ポイント上限	5,000円分	5,000円分
お買い物・チャージの期限	令和3年3月末	令和3年9月末